

行事（活動）再開に向けた感染拡大防止ガイドライン

公益財団法人全日本なぎなた連盟

はじめに

国の「緊急事態宣言」解除に伴い各地域で徐々に活動を再開されていることと思われまます。しかしながら未だ感染が収束しているわけではなく引き続き行事（活動）の開催に際しては、会員を中心とした関係者全員の安全安心を最優先し実施の可否等について慎重に判断することが必要です。実施する場合は十分な感染防止対策を行う事とします。

1. 「新しい生活様式」での感染防止の3つの基本

- (1) 行事（活動）開催にあたり適切な感染予防対策等の実施
- (2) 密閉空間、密集場所、密接場面等の感染リスクが高い状況の回避
- (3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

以上、感染防止対応を整えたくえで実施する。

開催直前であっても、開催中であっても、その時点の全国や各地域の感染状況に応じて行事（活動）の急な中止もありうる。

2. 具体的な感染防止対策

(1) 基本的な感染防止対策について

- ① 会場等において、手洗いや咳エチケット（マスク着用）などの基本的な感染症対策を行う。
- ② 会場出入口には消毒薬を設置し、適宜手洗いや消毒ができる場所を確保する。
- ③ 参加者が手を触れる場所や用具・器具等は、消毒液等を使用して拭き取りを定期的に行う。また、床の清掃・除菌を行う。
- ④ 密閉空間を避けるため定期的に会場内に外気を入れ、換気を行う。温度湿度管理に努め、熱中症にも注意する。
- ⑤ 密集場所を避けるため、会場内での人との間隔は2m以上あける。更衣室の利用に当たっては短時間の利用とし、利用人数を制限する。会場への出入りや、移動について時間差を設けるなど、動線を工夫する。
- ⑥ 密接場면을避けるため、身体接触を避け、近距離での会話などさせないようにする。
- ⑦ 共有物の適正な管理と消毒を徹底する。
- ⑧ 指導者は、参加人数・練習時間・内容を記録しておくこと。また、事前にしっかりとした練習計画を立て、参加者に適切な指示をすること。
- ⑨ 参加者の中に感染者が出た場合には、速やかに活動を中止し、所属団体責任者に報告する。個人は保健所など公的機関の聞き取りに協力する。

(2) 行事(活動)参加者への対応

- ① 本人、保護者の参加同意を得ること。(体調不良の場合は参加させないこと)
家族に体調不良者がいる場合や、渡航禁止地域からの帰国2週間以内の参加は控えさせること。
- ② マスクの着用及び体調確認を行う。
- ③ 手洗い、手指・足底の消毒を行う。
- ④ 用具(なぎなた、防具、手ぬぐい等)や水分補給は個人のものを使用する。共有はしないこと。
- ⑤ 更衣室の利用は、定員の半数以内で、短時間に行う。
- ⑥ ごみは各自で持ち帰ること。
- ⑦ 活動時間終了後は直ちに解散すること。

(3) 段階的な活動の進め方

(1 段階)

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、短時間の活動とする。密集する運動や向かい合って発声する活動は行わない。

- 人数制限 4mの間合を目安とし、会場収容人員の50%以内とする。
- 正しい「振り」をゆっくりと十分に行う。
- 正しい足さばき(体さばき)を十分に行う。
- 空間打突などを行う。

(2 段階)

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。密集する運動や向かい合って発声する活動の実施は慎重な検討が必要である。

なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあつては、可能な限り、感染症対策を行った上で、通常の活動に移行することが考えられる。ただし、直近の2週間において感染者が確認されている地域にあつては、より慎重な検討が必要である。

- 人数制限 4mの間合を目安とし、会場収容人員の50%以内とする。
- 「正しい間合」を体得するため、遠間からの打突を練習する。
- 面以外の防具を着用しての基本打突や、しかけ応じ、形の稽古を中心とする。

(3 段階)

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行う。

熱中症予防の観点から、防具を着けての活動は十分に注意して行う。

(留意事項)

長期間の自粛により体力が低下していると考えられるため、無理をせず事故の防止に努めること。適宜休憩をはさみ水分補給をし、体調確認を行うこと。